2の表東日本大震災復興特別会計の項中

「

社会資本総合整備事業費	防災対策推進社会資本整備総合交付金	
北海道開発事業費		

」を

「

社会資本総合整備事業費	防災対策推進社会資本整備総合交付金	
北海道開発事業費		
原子力災害復興再生支援事業費	福島定住等緊急支援交付金	東北地方整備局長に限る。

」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○環境省告示第七十六号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

第二条第一号中「クリハラリス」の下に「、カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）」を加える。

○環境省告示第七十七号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、フクロギツネ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

1中「カニクイザル」の下に「、カルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）」を加える。

○環境省告示第七十八号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ブラウンアノール等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

題名中「ブラウンアノール等」を「アノリス・アングスティケプス等」に改める。

1中「アノリス・サグレイ（ブラウンアノール）」を「アノリス・アングスティケプス、アノリス・サグレイ（ブラウンアノール）、ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）」に、「ブラウンアノール等」を「アノリス・アングスティケプス等」に改める。

4並びに5の一のイの(1)及びハ中「ブラウンアノール等」を「アノリス・アングスティケプス等」に改める。

○環境省告示第七十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、キューバズツキガエル等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日　環境大臣　石原　伸晃

題名中「キューバズツキガエル等」を「アカボシヒキガエル等」に改める。

1中「オステオピルス・セプテントリオナリス」を「ブフォ・プンクタトゥス（アカボシヒキガエル）、ブフォ・テュフォニウス（コノハヒキガエル）、オステオピルス・セプテントリオナリス」に、「キューバズツキガエル等」を「アカボシヒキガエル等」に改める。

4並びに5の一のイの(1)及びハ中「キューバズツキガエル等」を「アカボシヒキガエル等」に改める。

○防衛省告示第百七十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十五年八月三十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十五年防衛省告示第百三号）	平成二十五年六月十日から同年八月三十一日まで	平成二十五年九月二日から同年十二月二日まで
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十五年防衛省告示第百二十六号）	平成二十五年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十五年九月二十六日から同年十二月二十五日まで

○防衛省告示第百七十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十五年八月三十日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分四〇秒　東経一三九度二〇分五〇秒 (2) 北緯三四度〇七分三五秒　東経一三九度一二分三〇秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度一一分四四秒 (4) 北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5) 北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6) 北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒 (7) 北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒	平成二十五年九月二十九日から同年十一月十三日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止